

○山井委員 これから三十五分質問をさせていただきます。

きょうは医療独法統合法案について質問の準備もしてまいりましたが、非常に残念なことに、きょうの朝刊を見て、先ほどの中根議員の質問にもありましたが、私は大変ショックを受けました。

配付資料三ページ目でございます。「就学援助 縮小続出」「生活保護に連動 基準下げ九市区」と、「経済的に苦しい家庭の小中学生に学用品費や給食費を補助する「就学援助」を縮小する自治体が相次いでいる。」「横浜市や東京都中野区など少なくとも九市区で、四月から就学援助の対象者を決める所得基準を引き下げ、対象となる子どもが減る見込みであることがわかった。」「来年度には援助を縮小する自治体がさらに増える可能性が高い。」例えば、中野区の場合には、現在三千二百人の利用者が二百人減ると見込むということも出ております。

中根議員の質問にもありましたけれども、これは大臣、話が違うんじゃないですか。私たち、昨年一年間の厚生労働委員会で、一番心配をしたことの一つがこのことなんです。

生活保護基準をカットすると、生活保護だけにとどまらない。配付資料のラストにもありますが、長妻議員が、去年の予算委員会、二月七日から指摘をされているわけです。影響を受ける可能性のある制度、就学援助からたくさん並んでおります。幾つはねるかわからない。日本の低所得者支援施策の基準が、この生活保護の基準だったわけですね。そこをさわると、いろいろなところにはねてしまう、だから私たちは反対だということを強く言った。

それに対して、田村大臣は、例えば私との議事録、次のように答弁されています。ここに議事録がございます。線を引いておきました。「就学援助に対しましては、国としての財政措置は今の基準でしているということでありますから、地方自治体は今の基準の中で対応いただける」「我々の今のこの思いというもの、そして、閣僚懇談会で、そういうところに影響させるべきではないよねというような申し合わせをした」と。

そして、田村大臣の二月五日の発言、3、「最後に、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること。」

私たちは、こういうことを言っても、市町村は今までから生活保護と就学援助の基準は連動させている自治体が多いから、下がっちゃいますよ、そういうことはちゃんととめられるんですか、とめられないかもしれないんだったら、こんな不用意なことはやるべきではないと。生活保護を受けずに貧困家庭で頑張っておられる、そういう家庭、その家庭を直撃しているんですよ。

何回も何回も言ったけれども、田村大臣は、市町村にちゃんと言います、閣僚会議でも申し合わせていますと言ったじゃないですか。

私が本当に怒っているのは、直撃を受けるのは貧困層、かつ貧困な子供を直撃しているんです。おまけに、四月一日から消費税も上がっているんですよ。さらに、生活保護というのは三年間段階的に下げていくから、ことしだけじゃない、来年、再来年もさらに下がる可能性がある。

おまけに、長妻議員の資料にもありますように、就学援助は序の口なんです。まだまだ、さまざまな貧困対策、低所得者の支援がどんどんどんどんこれから切られていくんです。

生活保護のカットと連動して、消費税がアップされるのに、大臣、どうするんですか、この問題。答弁をお願いします、田村大臣。

○田村国務大臣 これは、議事録をまず読んでいただきたいですね。「就学援助に対しましては、国としての財政措置は今の基準でしているということでありますから、地方自治体は今の基準の中で対応いただけるであろうということをおっしゃられたというふうに私は思っております。」これは、下村大臣がおっしゃったことに対して私がこうやって言っているんですよ。

では、下村大臣がうそをついたかということ、そうではありませんでして、就学援助というのは二つ種類がありまして、一つは、国庫の補助が入っている事業であります。それに関しては基準は変わっていないわけでありますから、このとおり、言っているとおりなんです。ですから、ここは、うそをついているわけではありません。

そして、我々の今のこの思いというのは、そして、閣僚懇談会で、そういうところに影響させるべきではないよねということを申し合わせた、こういう思いを伝える中において、与党の税制調査会や云々、地方に伝えていったということでございますから、地方にお伝えをさせていただいて、多くの自治体はその思いというものを受けとめていただいて、基準は変えておられないというところがあるわけでありまして。

ただ、中においては、それぞれの自治体の判断で、先ほども申し上げましたけれども、生活扶助の基準がそのまま全国一律で就学援助の基準になっているわけでありませぬ。それぞれの自治体が生活扶助の基準というものを加工されて使われているわけでありまして、それはばらつきがあります。全国一律ではございません。

それは、それぞれの自治体が、その地域の生活水準でありますとか、財政状況もあるのかもわかりませぬ、いろいろなものを勘案されて、そういう数値をお決めになられておられる。ここは地方自治でありますから、地方の判断というものはあるわけでありまして、国が何らかの命令を出せない部分が地方単独事業でございますので。

ですから、我々としては、丁寧に丁寧にお願いをさせていただいたわけでありまして、これからも、文科省と協力をさせていただいて、お願いをしてまいるということでございます。

○山井委員 だから、私たちは言ったじゃないですか。閣僚会議で申し合わせたって、厚生労働大臣が言ったって、効力はないからどうするんだと。でも、去年の答弁では、頑張ります、頑張ります、市町村にも趣旨を理解してもらいますと言っていたじゃないですか。

これは先ほどの中根議員の質問もあったけれども、私たち、単に対談をやっているんじゃないんですよ。貧困家庭を救おうと、党派を超えて今頑張っているんじゃないですか。

だから、まさか連動することがあってはなりませんよねと言ったら、頑張ります、閣僚懇談会でも申し合わせをしました、そういう話をしましたと。しっかりやってくれとこっちは期待するじゃないですか。

田村大臣、これは今からでも遅くはないですよ。改めて、消費税も先日アップしたんだから、何とかやめてください、こういうことは。去年から閣僚懇談会、閣僚会議でも申し合わせをしているんだから、市区町村の気持ちはわかるけれども、やめてくださいと今からでも言うべきじゃないですか。大臣、いかがですか。

○田村国務大臣 各自治体で、子供の貧困対策はそれぞれまたやられておられます。その内容はそれぞれまた違っておると思います。

それから、きょう、会議を官邸でやりました、総理出席のもとで。これから、この子供の貧困対策、来年度に向かってしっかりと動いていくわけでございますので、こういうことを一つ一つ丁寧に、三省協力しながら動かしてまいりたいというふうに思います。

そして、今のお話は、先ほど来申し上げておりますとおり、この新聞で拝見させていただき限り、今わかっているのは九市区と書いてありますけれども、多くの自治体では、我々の思いというものを御理解いただいて、協力をいただいておりますのであろうというふうに思います。でありますから、我々の思いというものは、それは多くの自治体には伝わったというふうに思います。

いずれにいたしましても、このような形で、それぞれの事情があるんだとは思いますが、地方自治事務の中において、まさに地域主権、皆様方がおっしゃられる地域主権の部分でございます、これは地方単独事業でありますから。

先ほど言いました基準は、国が補助を出しておるものの就学支援は、これは基準として全国一律でございますので、その対応をさせていただいておりますが、地方単独でやられておられるのは、それぞれ自治体によって基準が違ふんです。全国一律の基準じゃないんです。その中において御判断をされることでありますが、さらに、我々の思いというものはしっかりとお願いをさせていただきたいというふうに思っております。

○山井委員 新たに通知か通達、出すんですか、改めて伝えるということは、こういう実態を踏まえて、新たな通知、通達、出すんですね。答弁してください。

○田村国務大臣 一義的には文科省になりますけれども、文科省と話し合いしながら、検討させていただいて、対応させていただきたいと思っております。

○山井委員 それと、私、ちょっと今の答弁で心配になったのは、多くの自治体は趣旨を理解してくれているということですが、幾つ中幾つは連動させていないんですか。教えてください。

○田村国務大臣 ですから、朝日新聞の記事ではと申し上げたんですけれども。

これは文科省の方でお調べになられるということでございますので、協力して、その情報をもとに、我々としては対応してまいりたいと思います。

○山井委員 余りにも無責任ですよ。連動させないようにすると答弁したのはあなたじゃないですか。記事をもとにじゃないでしょう。どういう実態かを一番最初に把握する責任があるのは田村大臣じゃないですか。

田村大臣、来週水曜日、また理事会があります。それまでに、就学援助、そして、このほかのどれだけの制度に現時点で連動しつつあるのか、早急に調査して、報告してください。大臣。

○田村国務大臣 あなたも政務官をやられたからわかると思いますが、それぞれ役所には所掌というのがございます。これは文科省の所掌でございます。この答弁に関しても、文科大臣、文科政務官、副大臣等々が厚労に来たときにも御答弁をされておられるわけでございます。

ですから、私は、やらないと言っているわけじゃありません。文科省と話し合いをさせていただいて、検討させていただいた上で、これは毎年やっていると思いますので、なるべく早くやっていただくようにはお願いいたしますけれども、その上で出てきた数字をもってして、我々としては対応させていただきたいというふうに申し上げておるわけでありませう。

○山井委員 来週水曜日の理事会に、今の資料要求、就学援助、そして、その他、全国の自治体でどれだけ今回のことで連動しているかの結果を出していただきたいと思います。

○後藤委員長 それぞれ、委員会、役所には、調査をする権限というのがあると思います。しかし、理事会で、御要請があったことについてはお話をしたいと思います。

○山井委員 なぜ私がこれを言うか。それは市町村の権限だ、文科省の権限だ、わかっていますよ、そのことは。ところが、中根議員からの指摘もあったように、そもそも、この問題の発端は生活保護基準の引き下げなんですよ。だから、私たちが昨年言ったのは、このことをやっちゃうと、厚生労働省で責任の範囲が及ばない自治体や文科省にも飛び火しちゃいますよ、だからそんな無責任なことを厚労省でやっていいんですか、そのことを言ったじゃないですか、あれほど。

これは、きょうの朝、子ども貧困対策閣僚会議が初めて開かれた。昨年春に、子ども貧困対策法を超党派で通しました、委員長提案で。そして、一月十七日に子ども貧困対策法が施行されて、やっと、きょうの朝八時から、安倍総理出席のもと、子ども貧困対策閣僚会議が初めて開かれました。私、うれしくて、きょうの夜中、十二時九分、きょうになってからツイッターで流しましたよ。やっとここまで来た、子ども貧困対策法を超党派で通して、これから頑張りますと流しましたよ、私、うれしくて。

子ども貧困対策法を超党派で、子供貧困をなくそう、子供貧困対策元年だと言って、ここで法案を通したじゃないですか、去年、一年前に。

私、これは個人的に言っているんじゃないんですよ。子ども貧困対策法案を通したのは、委員長提案ですから。衆議院の厚生労働委員会ですから。その子ども貧困対策法案を衆議院の厚労委員会で一年前に通して、きょう初めて閣僚会議が開かれて、一方では、今後、次々と子供の貧困対策がカットされているということになったら、これはどうなるのか。つまり、厚生労働委員会というのは全く効力がないんですね、もっと言えば、子供貧困対策をやるという法案を通しておいて、政府は子供貧困対策を後退させていっている、国会というのは言ったこととやったことが逆なんですかと。

この厚生労働委員会、私たちは、貧困な子供を応援しようという思いを党派を超えて持っているんですよ。それで、仲よく超党派で法律を通したわけですから、やはり、通して、子供の貧困対策、進んだねということでないで困るんです。

田村大臣、これは本当に私、聞きづらい。聞きづらいけれども、今回のこういう件は、就学援助がカットされるとかは、子ども貧困対策法の趣旨に反していると思われませんか。

○田村国務大臣 我々としては、なるべく影響が出ないようにお願いをさせていただいておる立場でございます。そういうような通知等々、お願いをさせていただいておるということは、我々の、政府としての思いがどこにあるかということは御理解をいただけるものであらうと思います。ただ、最終的には、地方の自治事務でありま

す、これは業務でございますから、そのような意味で、地方の御判断というものを我々が無理やり変えるわけにはいかないというのは御理解いただけると思うところだと思います。

あわせて、だからこそ、いろいろな部分から子供の貧困対策はやらなきゃならないということでございまして、皆様方がおつくりになられた議員立法、この法律をもとに、きょう閣僚会議をやらせていただきました。それをもとに、これからこれをしっかりと進めてまいる。中心は内閣府ということになりますが、我々厚生労働省も、しっかりとその中で主体的に協力をさせていただきながら対応をさせていただきたいという思いでございまして、子供の貧困対策を進めてまいるということは、これは我々も同じ思いでございまして。

○山井委員 いや、それは答弁はいいんですけども、子供の貧困対策を進めてまいりますという答弁と、子供の貧困対策の就学援助をカットするというのと、言っていることとやっていることが真逆なんですよ。よくしていく、これはよくなったらいいですよ。今すぐよくしろ、予算をつけろと言っているわけじゃないんですよ。私が問題にしているのは、今より後退しているじゃないですか、おまけに、来年も再来年も、ほかの制度も後退するじゃないですか。となると、子ども貧困対策法を成立させた意味というのは何なんですかということになってくるわけです。

田村大臣、ここに長妻議員の提出資料がありますが、これはたくさんの制度に連動する危険性があるんです。そして、来年も再来年も段階的に生活保護を下げますから、連動する可能性があります。これは、前のページによると、閣僚申し合わせによると、こう書いてあるんですね。「できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。」できる限り影響が及ばないよう対応、括弧して、就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費。

これは、保育料の免除とか児童養護施設等の運営費等なんかにまた連動したら、子供の貧困対策にもう真逆ですよ、真逆。私がおもたないんじゃないかと、厚生労働委員会が笑われますからね、こんなことになったら。

こういう保育料の免除とか児童養護施設等への運営費にも連動してカットされる可能性はあるんですか。

○田村国務大臣 何度も申し上げておりますけれども、国が決められる基準に関しては、これは変えないということで、変わっていないのであります。

いろいろなところが、国のいろいろな基準を使っていろいろなことをやられているわけでありまして、それは独自に。その中で、今言った就学援助等々が、国の基準を使って、生活保護という基準を使ってやられておられるということでありまして、これは各地方が独自に基準をつくられるわけでありまして、国の同じ基準を使っていたとしても同じ基準にならないんです。各自治体によって違うんです、その基準というものは。

だから、もとの国の基準、何かの指標を使っていたとしても、最終的には各自治体で違う数字になるんですよ。これは御理解いただいていると思います。それが要するに自治事務、つまり、地方の分権といいますか、地方が持っている権限でありますから、その中において決められることでございますので、我々としては、前から申し上げておりますとおり、今回の趣旨を含めてお願いをさせていただいたわけでございます。

そして、多くの自治体がそれを御理解いただいているのであろうというふうに、まだ数字は出てきておりませんから、文科省の方からこの就学援助に関しましてはやがて数字が出てくると思いますけれども、そのとおりにいただかないからといって、この自治体を、我々として何らかの罰則をかけるわけにもいきませんし、それぞれの自治行為として、それは我々としては認めざるを得ないわけでありまして。

ですから、お願いをさせていただいておるわけでありまして、再度、また生活扶助の水準は変わってまいりますので、これから変わる場合に、お願いをさらにさせていただいて、影響をさせていただかないようにぜひともお願いをいたしますという我々の思いは伝えさせていただきたい、そして、なるべく御理解をいただけるような努力はしてまいります、このように思っております。

○山井委員 これは本当に、子供の貧困で、心中事件とかいろいろ、時々非常に痛ましい事件が起こってしまったりするわけですよ。生活保護は受けていないけれども非常に厳しい世帯がこの就学援助を受けておられて、貧困子育て世帯の命綱なんですよ。だから、そこは、文科省の担当だとか何の担当だじゃなくて、厚労省の担当の保育料の免除のこととかもあるわけですから、ここは深刻に受けとめていただかないと、本当に人命にかかわることだと思います。

とにかく、そのためには一刻も早く実態を把握しないとだめです。

独法のパネルも用意しましたが、ちょっとそれを後回しにしまして、関連して保育、これも子供のことと関連しているんですが、これは通告しておりますので一気に読み上げます。

ベビーシッターによる二歳児の死亡事件という痛ましい事件も起こりました。保育の量をふやすことと同時に、質の改善も急務であると考えます。保育に関しては、規制を緩和するのではなく、しっかり質を担保するための規制をしっかり維持する必要があると思うが、大臣の見解はいかがでしょうか。

この質問に加えて、保育に関して、子ども・子育て会議では、財源として年七千億円しか確保できない場合の案、つまり、深刻な保育士不足にあるにもかかわらず、保育士や幼稚園の教員の二十八年度以降の賃上げ率を、五%だったものを三%に圧縮したり、零歳、一歳、二歳、三歳、四歳、五歳と、職員の人員配置基準の引き上げの予定だったものを、三歳児のみの引き上げに縮小する案も提示されております。しっかり民自公の三党合意に基づいて年一兆円強を確保し、当初の予定どおり五%の賃金アップ、そして、ゼロ、一、二、三、四、五歳児全ての人員配置基準を引き上げるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○田村国務大臣 御党と我が党と公明党と、三党で議論をしてみました。これは一昨年夏の話でございます。その中で、七千億円、これは消費税を上げたときに七千億円は確保しましょう、あわせて、これは参議院の附帯決議にも入っておりますが、一兆円強何とか努力したいということであったわけでありまして。

私も実務者でございましたから、御党の議員の方々とも議論をいたしました。その中に、メニューはもういろいろなものが入っているんです。三歳に関しては、これは議論として入っておりました。四歳、五歳は入っておりませんでした。さらに申し上げれば、保育士の、言うなれば処遇改善、これは御党からは出ておりませんでした。私の方から、それじゃだめですよ、人員も確保しなきゃいけない、これもやりましょうという中において、いろいろな御議論の中で入ってきた。入ってきたというか、これは実は三千億円の中に入っておったわけなんですけれども、それを緊急時対応で早くやらなきゃいけないねというような議論もさせていただく中において、今般、若干ながらではありますけれども、二・八五%引き上げということで、来年度予算の中に盛り込ませていただいております。

でありますから、これは三党での議論でやってきたわけでありまして、もちろん我々もさらなる質の改善はやっていきたいと思っておりますけれども、財源がなければできない話でございまして、財源を確保する中で、できるところからしっかり対応をさせていただきたい、このように考えております。

○山井委員 非常に後退している心配がありますので、ぜひしっかりこれをやっていただきたい。思いは一緒ですので、質の改善、保育士、幼稚園の教員の方々の賃金引き上げ、ここはぜひ一緒にやりたい。

また、それに関連して、学童保育も同じ話なんです。消費税アップが子供たちに本当に還元されるのかと、学童保育の現場の指導員の方々は心配をされておられます。学童保育の指導員さんについても、学校の教員以上に子供と接する時間が多く、その指導員の質の確保、改善のためには、より安定した雇用が欠かせません。一年契約が多く、何年勤務しても賃金が上がらず、学童保育に情熱を持つ素晴らしい指導員さんも、待遇の悪さが原因で転職せざるを得ないケースも少なくありません。

そこでお伺いしますが、より安定した高賃金の雇用形態であるべきと田村大臣はお考えになりませんか。また、同時に、学童保育の指導員の質をアップするためにも、賃金は今年度は保育緊急確保事業によりアップしておりますが、来年度も賃金を引き上げるべきと考えるが、いかがでしょうか。賃金が上がる方向であるならば何%ぐらいの引き上げを目指しておられますか。

○田村国務大臣 放課後児童クラブでありますけれども、二十六年度予算で、開所時間を延長する、そういうようなところに対しましては、上乘せということでこの賃金上昇分というのを見ておるわけでありまして、これは百五十万円、一人当たりでありますけれども、八時間という中において、これの要するに上乘せ分を見ております。

その後であります。平成二十七年度から消費税導入分があるわけでありまして、〇・七兆円という中において、これはそれぞれの放課後児童クラブの状況によって違いますけれども、例えば常勤職員一名分プラスというようなものを出す、そういう、言うなれば放課後児童クラブ。さらには、先ほど言いましたような、非常勤の方々

の処遇改善をするという部分。これは、その状況に応じて、そのような形で引き続き分といたしまして見込んでおるわけでございます。

一兆円という話になると、それぞれ常勤というような形で今のところ検討をさせていただいておるということでございます。もちろん、勤続年数に応じての加算の実施にまで拡充する方向性も含めて、一兆円の場合は検討させていただきたい、このように考えております。

○山井委員 次に、これも子供の貧困についてであります。平成二十二年度以降、児童養護施設に入所する両親のいない子供や虐待などの理由で親の監護を受けていない子供にも、それまでは出ていませんでしたが、新たに児童手当などが同額で出ることになりました。

丸三年が経過しましたが、児童養護施設に入所するこれらの子供たちへの児童手当は、多くの児童養護施設では貯金をされているとも聞いておりますが、どのような使い道になっているのでしょうか。厚生労働省の現状把握をお教えてください。

さらに、例えば、十八歳で児童養護施設を退所するときに、積み立てた貯金を子供に渡して、大学や専門学校の進学や就職の支援に活用しているケースも多いと聞いておりますが、サンプル調査でも構わないので、その児童手当や貯金の使い道を調査していただけますか。そのことにより、この児童手当が児童養護施設の子供の自立にいかに関与しているのか、あるいは、どうすればもっと役立つのかなど、参考になると考えます。いかがでしょうか。

○田村国務大臣 この児童養護施設の児童手当の問題であります。御党が子ども手当を実施されておったところいろいろな議論になって、これはその前の児童扶養手当もそうであったわけでありまして、親がおられる方は親のところに行ってしまうというような問題があって、それは子ども手当を配るという話の中において、本来子供に行くべきであるのにおかしいよねということでございまして、その後、いろいろな話し合いの中で、では、親がおられても児童養護施設の方に渡そうじゃないかというふうに制度を変えたところがございます。

これに関して、どう使われているか。銀行等の口座で管理をいただいております。今言われたように、退所するときにまとめてお渡しをされたりでありますとか、あと、使い方として我々聞いておりますのは、例えば、自転車を買うでありますとか、入学式、卒業式のブレザーを買うでありますとか、そういうときにまとめて使われたりされておられるようでもございます。

いずれにいたしましても、我々、退所後のそれぞれの皆さんに対してのいろいろな支援もしなければならないというふうに考えておりますので、これは児童養護施設等と関係団体と御議論をさせていただく中において、どのような使われ方をしておられるのか、それも、どのような管理をされておられるか、こういうことも含めて調査をさせていただきたいというふうに考えております。

○山井委員 ぜひ調査をお願いします。

なぜ私がこんなことを言うかということ、先日も児童養護施設に行きました。それで、子供たちの話を聞きました。将来どうするんですかと聞いたら、高校二年生、三年生の子供がどう言うか、将来になかなか夢が持てないと言うんですね。なぜかということお金がない。自立支援準備金は二十万円ぐらいしかないんです。それだと、専門学校や大学へ行こうと思っても行けないわけですよ。かつ、就職したいと思っても、手持ち二十万円しかなかったら、住むところがないから、寮つきの仕事しか行けないんですよ。職業選択ができないんですよ。

そういう意味では、この児童手当を、月一万円、十二カ月だったら十二万円、五年間だったら六十万円、それが積み上がったら、専門学校に行けたり大学に行けたり、あるいは、寮つきじゃない、行きたい仕事につける可能性があって、本当に子供の人生にこれはかかわるんです。だから、ぜひ調査をお願いしたいと思っております。

それで、あともう少ししか時間がないのでちょっと話は戻りますが、田村大臣、率直にお聞きしたいんです。

私は、田村大臣も、生活保護基準が下がっても就学援助がカットされないように、純粋な思いで真摯に、就学援助のみならずですけれども、厚生労働省関係のことについても地方自治体に省を挙げて働きかけてくださったんだと信じています。でも、頑張ったけれども、残念ながら、市町村は独自の判断で就学援助を切り下げちゃったという現実がきょう明らかになったんですね。田村大臣の率直な感想をお聞かせください。

○田村国務大臣 我々はお願いをさせてきていただいたので、結果このような形になったことに対して、それは

それぞれの地方自治体の御判断でございますので、それに対して、我々がいいとか悪いとか口を挟むようなものではないと思います。

ただ、これからも、我々の趣旨を御理解いただくように、丁寧に御説明、お願いをさせていただきたい、このように思っております。

○山井委員 厚生労働大臣として、私は冷たい答弁だと思います。やはり、子供の貧困というものを解消していく、それは厚生労働省の最大の任務の一つだと思います。消費税も上がっているんですよ。子ども貧困対策法もできて、きょうから閣僚会議をされたんですよ。

特に、貧困問題で一番深刻なのは、子供には罪はないんですから、貧困に。それに対して、ダブルパンチで就学援助もカットされている。それはあんまりだと思いませんか。かわいそうだと思いませんか。おかしいと思いませんか。こういう記事を見たら、横浜市だってカットしているんだ、うちもカットしようと思う自治体が逆に出てくるかもしれませんよ。

大臣、一言、やはり厚生労働省の思いとしてはこういう連動はさせてほしくないんだということを言ってください。

○田村国務大臣 山井委員、そういう思いをずっと申し上げて、各自治体にお願いをさせてきていただいたわけでありまして。ですから、思いはまさに同じでございますから、その思いを、さらに丁寧に各自治体にお願いをさせていただき、御理解をいただくように努力をしてみたい、このように考えております。

○山井委員 一般人なら思いでもいいですが、やはり政治家たるもの、結果責任ですし、何よりも田村大臣は厚生労働行政の責任者なわけですから。

そういう意味では、はっきり言いまして、これは私たちも連帯責任かもしれません。子ども貧困対策法を通したのは私たち厚生労働委員会の議員なわけですから。そういう意味では、これから本当に党派を超えて、今こういう事態に残念ながらなってしまうわけですから、どうすればこれをもう一回こうでないようにできるのか、さらに広がらないようにできるのか、この厚生労働委員会でもしっかり議論をしていきたいと思っております。

ありがとうございました。